

ラオスにおける車両関連¹事業管理に関する首相令について

2020年1月31日

One Asia Lawyers ラオス事務所

藪本 雄登

内野 里美

1. 経緯

ラオスでは、2012年よりトラック、バス、建機以外の中古自動車の輸入が禁止されています。新車の登録台数は、増加傾向にあり、車両の生産、輸出入、販売にかかる事業を円滑に管理することを目的として、2019年12月27日付けで車事業管理に関する首相令が発行されました。同首相令は、1992年に発行された車の輸出入および販売に関する首相令に置き換わるものです。



今回の改正では、車両関連事業を3種類に分類、それぞれにライセンスを設けています。事業者は、3つの事業を一つの会社で実施したい場合は、企業登録後に、3種類のライセンスを商工省より取得する必要があります。以下、各事業の解説をいたします。

2. 車に関する事業の種類

車事業は、以下の3種類に分類されています。

1. 車の輸入・輸出事業
2. 車の販売事業（ディーラー）
3. 車の生産及び／または組み立て業

1) 車の輸入・輸出事業

車販売業者への卸売りのための輸入、輸入車の第三国への輸出、代理店業、ラオス国内の生産者、組み立て業者から車を購入後、国内販売または海外への輸出事業をいいます。ラオス国内で小売販売する場合は、同首相令の第22条²に従う必要があります。

2) 車の販売業

新車及び中古車の卸売・小売事業をいいます。ひとつまたは複数のメーカーの車を販売することが可能ですが、輸出入はできません。同首相令が施行される前に企業登録した販売会社は、施行後、1年以内に、同首相令の規定に準じた事業へ移行させる必要があります。

3) 車の生産及び／または組み立て事業

生産または組み立てあるいは、生産及び組み立て事業をいいます。部品の一部またはすべてを輸入または国内製造者より購入します。

¹ エンジンで動く、2輪以上の乗り物（電動スクーターも含む）

² 第22条 車販売事業の要件

1. 有効な車販売事業許可証を保有していること
2. 関連法に従った会計の保持（卸売りと小売りの両方を実施する場合、会計を分けること）
3. ラオスの商業銀行に口座を開設していること
4. 関連省庁が規定する条件に準じたショールーム（販売所）及び倉庫を保有していること
5. 輸入業者、生産者および／または組み立て業者間の代理店契約を締結していること。ただし中古車販売は除く



同事業は、国内販売業者へ卸売することが可能です。また、海外へ直接輸出することも可能です。小売業を行う場合は、同首相令の第 22 条に従う必要があります。

3. 会社設立の条件

事業	登録資本金	許可 (ライセンス)
輸出入	40 億キープ以上 (2 輪、3 輪) 500 億キープ以上 (4 輪以上)	車輸出入事業許可
販売	10 億キープ以上 (2 輪、3 輪) 500 億キープ以上 (4 輪以上)	販売事業許可 ショールーム建設許可 (公共事業運輸局)
生産・ 組み立て	工業加工法、その他関連法に従う	工場内での部品生産または/および 組み立て許可 ※マスターリストの提出が義務付けられています。

以 上

「One Asia Lawyers」は、日本及び ASEAN 各国+南アジアの法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN+南アジア法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国+南アジアの法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国+南アジアにオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国+南アジアの法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)